



# 第二期 丸森町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2年3月

丸 森 町

## 1 計画の基本的な考え方

国の「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

### (1) 計画の基本理念

本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、上記の基本理念を踏襲します。

**すべての子どもが健やかに育つよう、  
みんなでそれぞれができることを行い、**

**子どもと子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりをすすめていきます**

### <国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

「子ども・子育て支援新制度」では子どもを生き育てやすい社会の実現を目指し、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

## (2) 施策の方向

施策の方向1

幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

施策の方向2

地域子ども・子育て支援事業の推進

本町の子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会を実現するための施策の方向性として、2つの施策の方向を設定し、着実な計画の推進を図ります。

国の「子ども・子育て支援新制度」の取り組むべき内容として「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大や確保策」、「教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を推進していくものとされています。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、丸森町の子どもと子育て家庭を対象として、丸森町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

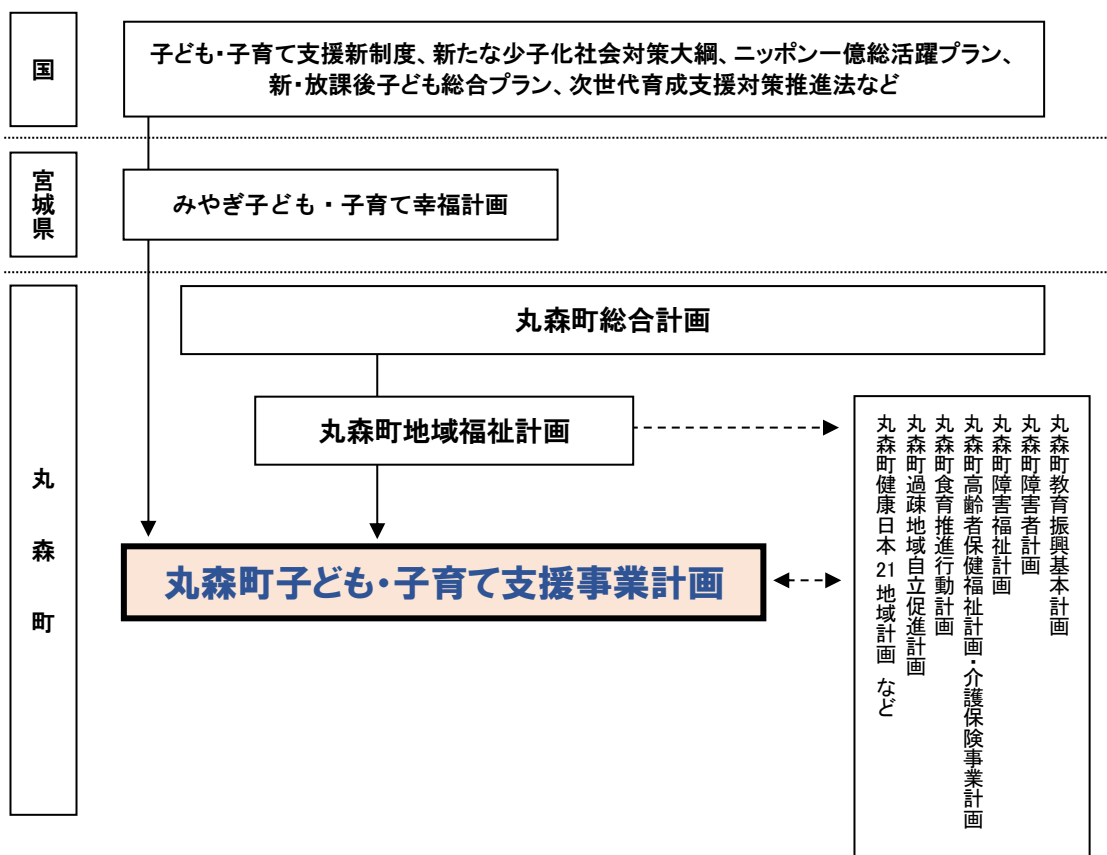
策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、「丸森町子育て支援のまちづくり推進計画」を一体的な取組として継続し、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。また、「丸森町子育て支援のまちづくり推進計画」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。

### ■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く		一部対象 ※養育支援事業のみ一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								



## ■計画の位置付けと関連計画



### 3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

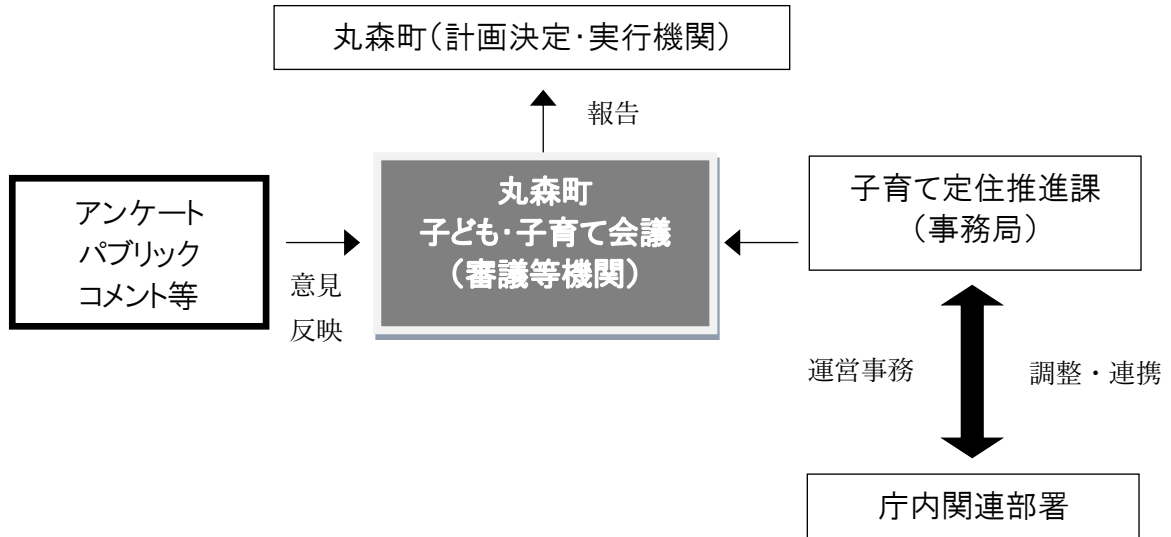
なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一期計画推進期間					第二期計画推進期間					次期
				見直し年度					見直し年度	

## 4 計画の策定体制

### 《子ども・子育て会議の設置》

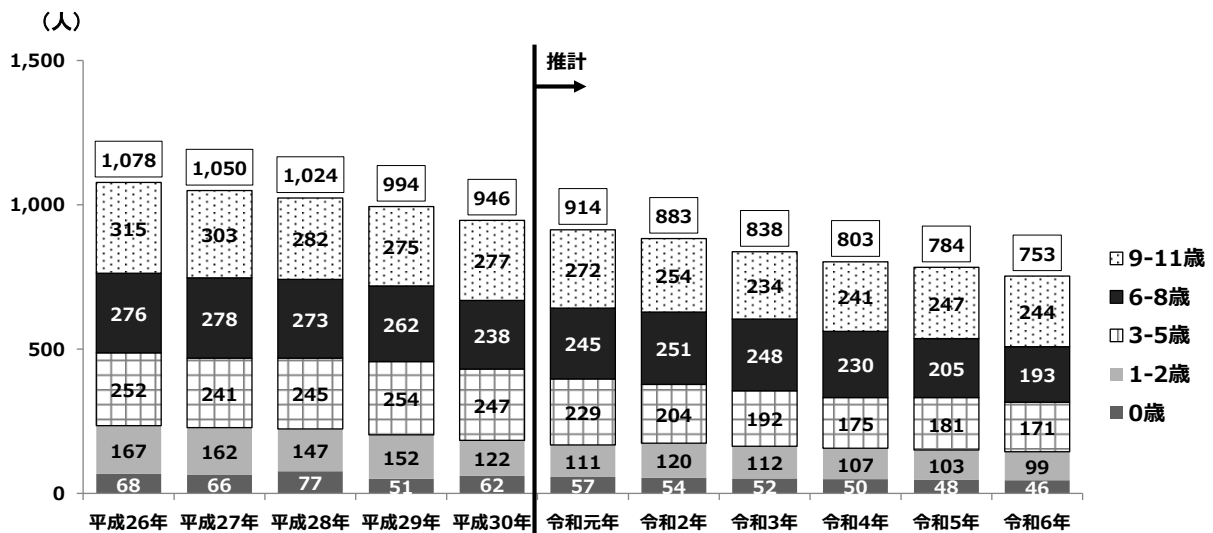
本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「丸森町子ども・子育て会議」（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行う。



## 5 児童人口の推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳は減少傾向、6～11歳は微減傾向と見込まれ、子ども数全体では減少しながら横ばいになると推計しています。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。



基準日：各年10月1日

## 6 重点施策

### ①認定こども園運営支援

優先順位	重点的取組事項	重点的に取り組む内容
1	保育所・認定こども園への運営支援	・保護者の教育保育に対する要望へ応えるため、きめ細やかな質の高い保育サービスの提供と適切な保護者支援をするため、運営する丸森町社会福祉協議会と連携・情報の共有を行います。また、保育士の確保についても共同で取り組んでいきます。

### ②子どもの居場所づくりの推進

優先順位	重点的取組事項	重点的に取り組む内容
1	放課後児童クラブの体制整備	・町内小学校再編・統合に応じ放課後児童クラブの体制を整備し、創設もしくは学校の空き教室等を活用した施設整備を進めていきます。

### ③子育て世代の経済的負担の軽減

優先順位	重点的取組事項	重点的に取り組む内容
1	子ども医療費の助成	・子ども（出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の医療費の一部負担金及び入院時食事代の自己負担額を助成します。
2	第2子以降保育料無料化事業	・町内に住む第2子以降児童の保育料・副食費を無料化します。
3	任意予防接種費用の助成	・幼児期の任意予防接種費用の一部を助成します。

### ④子育てに関する情報提供体制の強化

優先順位	重点的取組事項	重点的に取り組む内容
1	子育て相談窓口の体制の推進	・子育てに関する各種手続きや相談のため来庁した方に対し、ワン・ストップ窓口的サービスの提供に努めることにより、来庁者に対するサービスの向上を図ります。
2	ITを活用した情報発信	・情報の集約及び発信のため、インターネット技術を活用し、スマートフォンやタブレット端末などを通じて、いつでもどこでも子育てに関する情報を取得できる環境をつくりまします。

### ⑤子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実

優先順位	重点的取組事項	重点的に取り組む内容
1	幼保小中連携の推進	・丸森町教育基本方針を踏まえながら、子どもが生きる力を育むことができるよう、学校、保育所、認定こども園の連携体制を構築していきます。
2	子どもの学力向上	・町独自に小中学校全学年で標準学力調査を実施してその分析を行い、教育指導の資料として活用するとともに、放課後学習支援員の配置や土曜学び塾の実施を通じて子どもの学力向上を図ります。
3	ふるさと教育の推進	・将来「丸森で生まれ育って良かった」と思う子どもを育成するため、生涯学習事業と連携しながら郷土愛の醸成を目指したふるさと教育を推進します。

## 7 計画の概要

### 丸森町子育て支援のまちづくり推進計画

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、平成26年度に「子育て支援地域行動基本計画」の後継計画「丸森町子育て支援のまちづくり推進計画」を策定し、丸森の子どもたちが未来の担い手として、健やかに育ち、生きるための知恵と力を育んでいけるよう、町ぐるみで子どもと子育てをする親を支えていくための指針を定め、子育て支援のまちづくり施策の推進に努めています。施策展開の指針となる基本理念と基本方針等は以下の通りです。

#### ●基本理念

**「みんなで育む子どもの未来 笑顔輝くまち 丸森」**

子どもは、地域の宝であり、未来への希望です。

丸森の子どもたちが未来の担い手として、健やかに育ち、生きるための知恵と力を育んでいけるよう、町ぐるみで子どもと子育てをする親を支えていくことは私たちみんなの責務です。親が「子どもを生み育てたい」と思えるようなまち、そして子どもたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくるために上記の基本理念を掲げます。

#### ●基本方針

##### (1)親・子ども・地域がひとつになった子育て支援の体制をつくります

本町は豊かな人情や地域内のつながりが残っています。これらの特長を活かし、家庭・地域・関係機関・行政がそれぞれの役割を担いながら、子どもと親を見守り、心豊かに支え合う環境づくりを進めるとともに、子育て支援を担う人材を育成します。

また、子育て関連情報の一元化を図り、様々な媒体や対面による心のこもった情報提供を行います。

##### (2)健やかに子どもが育つ教育・保育の環境をつくります

未来を担う子どもたちが、健やかに育ち、生きるための知恵と力を育んでいけることができるよう、家庭や地域と連携しながら充実した教育・保育環境を提供します。

子ども・子育て支援事業計画を策定し、就学前の子どもに対して、地域の実情に応じた教育・保育サービスを行うとともに、保育所・認定こども園・小中学校が連携して子どもがスムーズに学校生活を送ることができるよう、幼保小中連携を推進します。

### (3)親が子どもとしっかり向き合える環境をつくります

若い世代が和やかな家庭を育み、子育てに対する喜びを実感し、自信をもってしっかりと子どもに向き合うことができるよう、あらゆる立場の方々が連携して未来の親を育てます。

また、子育て中の親が孤立しないよう地域の交流を積極的に支援し、子育ての喜びを分かち合える環境をつくります。

### (4)仕事と子育てが調和する環境をつくります

子育て家庭が仕事と家庭生活を両立できるよう、働きやすい職場、地域の環境づくりに努めます。

また、多様な形態の就労ニーズに応えられる体制を整え、個人のライフスタイルに応じた活躍できる機会を提供します。

### (5)安全・安心で子育てしやすい生活環境をつくります

利便性のみを追求するのではなく、丸森らしさを活かした心安らぐ生活空間での子育てのスタイルを提案するため、住環境の整備に努めます。

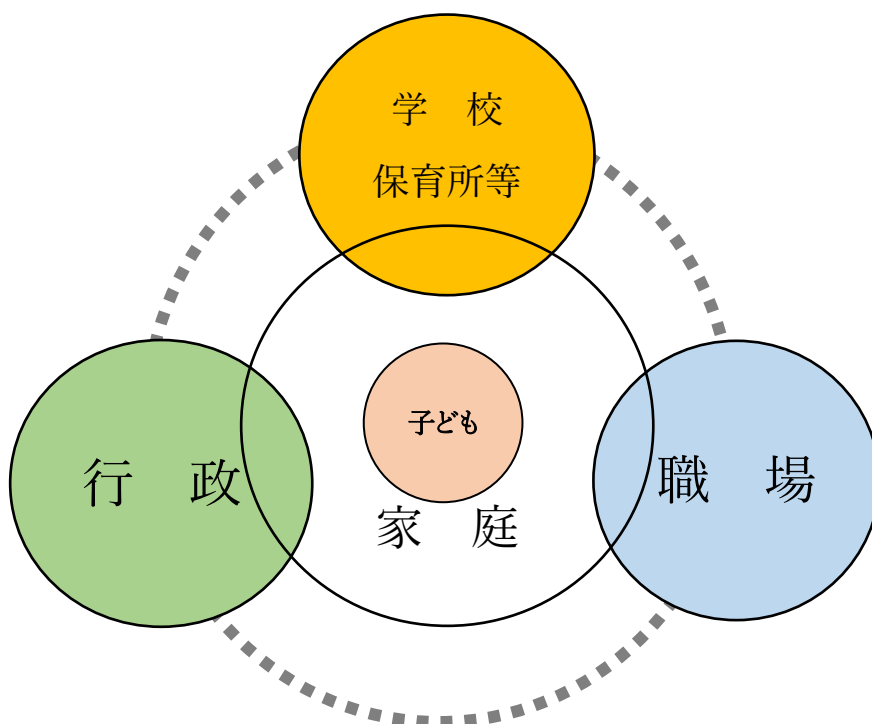
また、地域の防災・防犯対策などを総合的に推進していきます。

### (6)子どもと家庭の健康を守るための環境をつくります

安心して子どもを生み、喜びと希望をもって子育てができ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの命と健康を守るための体制の充実を図ります。

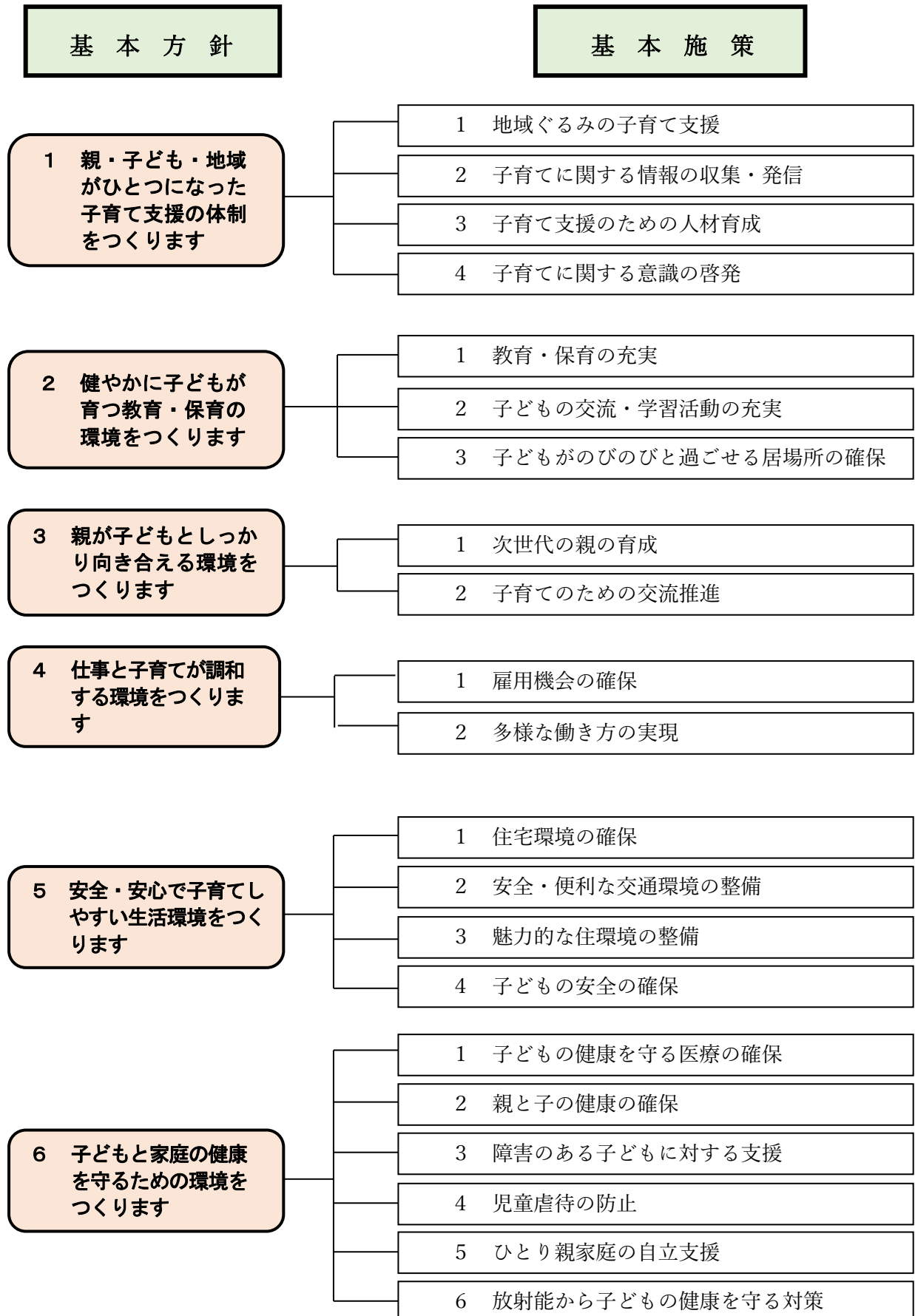
## ●施策展開のイメージ

本町が抱える様々な子育ての課題を克服し、『みんなで育む子どもの未来 笑顔輝くまち 丸森』を実現するため、家庭と地域、保育所・学校、職場、行政がそれぞれの役割を担いながら相互に連携し、総合的な取組を進めます。





## ●施策体系について



## 丸森町子ども・子育て支援事業計画

国の「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

### ●教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業毎に設定します。

#### 《丸森町における教育・保育提供区域》

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については丸森町全域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### ●認定区分 1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付\*を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園（幼稚園機能）に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園（保育園機能）に該当
3号認定	0歳 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園（保育園機能）、 地域型保育に該当

\*施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることです。

## ●事業の提供体制の確保と実施時期

### (1)教育・保育事業の確保策

			1号	2号		3号		提供体制			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1・2				
			教育	教育	保育	保育	保育				
令和 2年度	量の見込み		27人		180人	22人	83人	実施 の有無	箇所数		
			教育：計	27人	保育：計	285人					
	確保策のまとめ		教育：計	30人	保育：計	285人					
			満3歳未満保育利用率		60%						
	確保策	施設型 給付	保育所			26人	3人	6人	○	1箇所	
			認定こども園	30人		154人	18人	73人	○	2箇所	
			幼稚園						×		
		地域型 保育給付	小規模保育事業							×	
			家庭的保育事業					1人	4人	○	1箇所
			居宅訪問型保育							×	
事業所内保育									×		
認可外保育施設								×			
確認を受けない幼稚園								×			
令和 3年度	量の見込み		21人		169人	22人	81人	実施 の有無	箇所数		
			教育：計	21人	保育：計	272人					
	確保策のまとめ		教育：計	30人	保育：計	285人					
			満3歳未満保育利用率		63%						
	確保策	施設型 給付	保育所			26人	3人	6人	○	1箇所	
			認定こども園	30人		154人	18人	73人	○	2箇所	
			幼稚園							×	
		地域型 保育給付	小規模保育事業							×	
			家庭的保育事業					1人	4人	○	1箇所
			居宅訪問型保育							×	
事業所内保育									×		
認可外保育施設								×			
確認を受けない幼稚園								×			



			1号	2号		3号		提供体制			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳				
			教育	教育	保育	保育	保育				
令和 4年度	量の見込み		20人		153人	21人	76人		実施の有無	箇所数	
			教育：計	20人	保育：計	250人					
	確保策	確保策のまとめ		教育：計	30人	保育：計	285人				
				満3歳未満保育利用率		62%					
		施設型 給付	保育所			26人	3人	6人		○	1箇所
			認定こども園	30人		154人	18人	73人		○	2箇所
			幼稚園							×	
		地域型 保育給付	小規模保育事業							×	
			家庭的保育事業				1人	4人		○	1箇所
			居宅訪問型保育							×	
事業所内保育								×			
認可外保育施設								×			
確認を受けない幼稚園								×			
令和 5年度	量の見込み		18人		140人	20人	83人		実施の有無	箇所数	
			教育：計	18人	保育：計	243人					
	確保策	確保策のまとめ		教育：計	30人	保育：計	285人				
				満3歳未満保育利用率		68%					
		施設型 給付	保育所			26人	3人	6人		○	1箇所
			認定こども園	30人		154人	18人	73人		○	2箇所
			幼稚園							×	
		地域型 保育給付	小規模保育事業							×	
			家庭的保育事業				1人	4人		○	1箇所
			居宅訪問型保育							×	
事業所内保育								×			
認可外保育施設								×			
確認を受けない幼稚園								×			
令和 6年度	量の見込み		18人		134人	22人	83人		実施の有無	箇所数	
			教育：計	18人	保育：計	239人					
	確保策	確保策のまとめ		教育：計	30人	保育：計	285人				
				満3歳未満保育利用率		72%					
		施設型 給付	保育所			26人	3人	6人		○	1箇所
			認定こども園	30人		154人	18人	73人		○	2箇所
			幼稚園							×	
		地域型 保育給付	小規模保育事業							×	
			家庭的保育事業				1人	4人		○	1箇所
			居宅訪問型保育							×	
事業所内保育								×			
認可外保育施設								×			
確認を受けない幼稚園								×			

注) 満3歳未満保育利用率：推計児童数（満3歳未満児童数）÷利用定員総数（満3歳未満利用定員）

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保策

			実施 有無	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
利用者支援事業（基本型）	確保策	箇所数	○	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
利用者支援事業（母子保健型）	確保策	箇所数	○	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み			2181人回	2056人回	1968人回	1893人回	1818人回	
	確保策	箇所数	○	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
妊婦健康診査	量の見込み			60人	60人	60人	60人	60人	
	確保策	提供量	○	60人	60人	60人	60人	60人	
				妊娠健診 840 人回 (回数14回)	妊娠健診 840 人回 (回数14回)	妊娠健診 840 人回 (回数14回)	妊娠健診 840 人回 (回数14回)	妊娠健診 840 人回 (回数14回)	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み			54人	52人	50人	48人	46人	
	確保策	提供量	○	60人	60人	60人	60人	60人	
養育支援訪問事業	量の見込み			5人	5人	5人	5人	5人	
	確保策	提供量	○	5人	5人	5人	5人	5人	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み			-	-	-	-	-	
	確保策	提供量	-	-	-	-	-	-	
		箇所数	-	-	-	-	-	-	
子育て支援活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	量の見込み			-	-	-	-	-	
	確保策	提供量-低学年	-	-	-	-	-	-	
		提供量-高学年	-	-	-	-	-	-	
		箇所数	-	-	-	-	-		
一時預かり事業（幼稚園型）	量の 見込み	<1号認定>		100人	60人	60人	60人	60人	
		<2号認定>		-	-	-	-	-	
	確保策	提供量	○	120人	60人	60人	60人	60人	
		箇所数	○	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み			100人日	100人日	100人日	100人日	100人日	
	一時預かり（幼稚園 以外）	確保策	提供量	○	144人日	144人日	144人日	144人日	144人日
			箇所数	○	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	ファミリー・サポート・セン ター（病児・病後児以 外）	確保策	提供量	×	-	-	-	-	-
			箇所数	×	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	確保策	提供量	×	-	-	-	-	-	
		箇所数	×	-	-	-	-	-	
延長保育事業（時間外保育事業）	量の見込み			120人	120人	120人	120人	120人	
	確保策	提供量	○	130人	130人	130人	130人	130人	
		箇所数	○	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
病児・病後児 保育事業	量の見込み			6人日	6人日	6人日	6人日	6人日	
	病後児保育	確保策	提供量	○	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
			箇所数	○	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	ファミリー・サポート・セン ター（病児・病後児利 用）	確保策	提供量	×	-	-	-	-	-
箇所数			×	-	-	-	-	-	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み（1年生）			42人	40人	31人	27人	25人	
	量の見込み（2年生）			50人	42人	40人	31人	27人	
	量の見込み（3年生）			50人	50人	42人	40人	31人	
	量の見込み（4年生）			29人	50人	50人	42人	40人	
	量の見込み（5年生）			28人	29人	50人	50人	42人	
	量の見込み（6年生）			14人	28人	29人	50人	50人	
	確保策	提供量	○	249人	249人	249人	249人	249人	
箇所数		○	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所		

## 8 計画の進行管理(評価)

### (1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

#### 《子ども・子育て会議の役割》

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

### (2) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

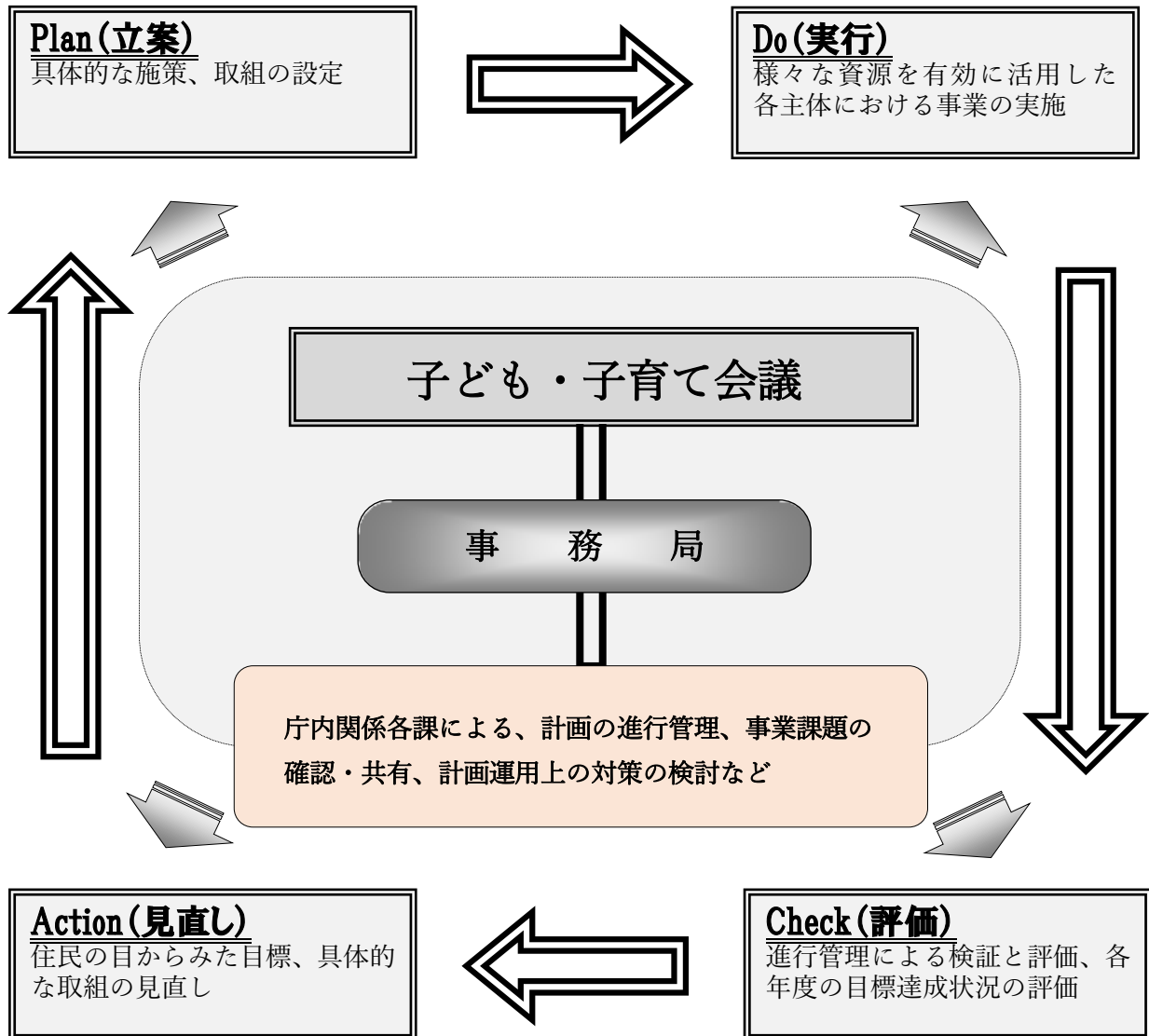
丸森町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

### (3) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

#### (4) 進捗評価の仕組み



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action) の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。



令和2年3月発行

発行：宮城県丸森町

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字烏屋120番地

TEL 0224-72-2111（代表）

URL <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>

編集：丸森町子育て定住推進課